

## 厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議報告

平成24年7月6日

### I. はじめに

- 本有識者会議は、いわゆる A I J 問題を契機として顕在化した厚生年金基金等の企業年金をめぐる課題について、資産運用と財政運営の両面からこれまでの施策を検証し、今後の見直しの方向性について検討することを目的として本年4月13日に設置され、以来8回にわたり審議を重ねてきた。
- 審議に当たっては、①資産運用規制の在り方、②財政運営の在り方、③厚生年金基金制度等の在り方、という3つの大きな論点に沿って、厚生年金基金（以下「基金」という。）をはじめとする現場関係者からのヒアリングも行いつつ、議論を進めてきた。
- 今般、これまでの検討結果を以下のとおり取りまとめたので報告する。
- なお、本有識者会議の開催当初に示された「6月末を目途に一定の報告を取りまとめる」という時間的制約もあり、審議に際しては、現在の企業年金制度の中で最も歴史が長く、かつ、公的年金の一部を代行するという特徴を持つ厚生年金基金制度を中心に議論を行った。したがって、以下に報告する内容は基本的には厚生年金基金制度に関するものである。

### II. 資産運用規制の在り方

#### 1. 現行制度の仕組みと課題

- 基金の資産運用については、かつては資産の種類ごとに配分割合の上限を定めた規制（いわゆる「5：3：3：2規制」）など、一律の規制が法令上定められていた。1990年代の金融自由化の流れの中でこうした規制は順次緩和され、平成9年には資産配分規制は撤廃された。現在では、資産配分や運用受託機関の選任・評価等は、各基金が受託者責任の下、自主的に行うこととなっている。
- 基金の理事長や理事が負っている受託者責任には、大別すると「善管注意義務」と「忠実義務」がある。このうち善管注意義務は委任契約に関する民法上の規定（第644条）に根拠を置くものであるが、基金における資産の管理運用業務に関しては、より具体的に①安全かつ効率的な運用を行う義務、②分散投資の努力義務、③資産状況の把握義務などが、厚生年金保険法等に定められている。また、忠実義務については、基金のため忠実に職務を遂行すべき旨が厚生年金保険法において定められ（第120条の2）、これに反するものとして、禁止行為が具体的に厚生年金基金規則で定められている。

- こうした法令上の受託者責任を果たしていくため、理事等の資産運用関係者の役割や職務、「運用の基本方針」、運用受託機関の選任・評価に当たっての留意事項など、各基金の業務プロセスに沿った具体的な行動指針を示したものが「厚生年金基金の資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）である。このガイドラインは平成9年の資産配分規制撤廃と併せて策定され、行政通達として各基金に示されている。
- 以上のように、平成9年の制度改正以降、基金の資産運用は「受託者責任に基づく自主運用」という枠組みの中で行われてきた。しかし、制度改正から15年が経過する中で、資産運用の手法は多様化、複雑化し、金融市場の変動幅も大きくなるとともに、産業構造や就業構造の変化により母体企業の置かれている状況も変わってきている。こうした中で、上記の法令やガイドラインについても、時代に即した見直しが求められるとともに、受託者責任の徹底の観点から、基金の資産管理運用体制の強化が求められている。

## 2. 今後の資産運用規制の在り方

### (1) 基本的な考え方

- 資産運用の手法が多様化、複雑化し、金融市場の変動幅も大きくなる中で、公的年金の一部である代行部分を含めた年金給付等積立金を安全かつ効率的に運用していくとの観点から、今後の基金の資産運用規制については、以下のような基本的な視点に立った見直しを行う必要がある。
  - ① 善管注意義務や忠実義務といった基金の理事長や理事の受託者責任を明確化し、その趣旨を改めて徹底していくこと
  - ② 基金のガバナンス強化や資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上を通じて、基金の資産管理運用体制を強化すること
  - ③ 外部の専門家等による支援体制や行政によるチェック機能を強化すること
- また、年金給付等積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、厚生労働省の基金に対する指導・監督はもとより、金融行政においてもA I J問題のような不祥事の再発防止の努力や運用受託機関に対する適切な検査・監督等を行うことが不可欠であり、企業年金行政を所管する厚生労働省と金融行政を所管する金融庁等との連携をより一層強化していく必要がある。

### (2) 具体的な見直しの方向性

#### ①受託者責任の明確化

##### (分散投資の徹底)

- 基金の理事長や理事が善管注意義務を適切に果たしていくためには、現在の法令やガイドラインに定められている「分散投資」を徹底し、より実効性のあるものとしていく必要がある。

- このためには、まず、各基金において、目標とするリターン（収益率）やリスク（収益率の変動性）、基金の成熟度・積立水準等を踏まえ、債券、株式等の資産の種類ごとの配分割合を定めた「政策的資産構成割合」を策定することが基本となる。現在は策定が努力義務となっている政策的資産構成割合を、今後は全ての基金に策定させる必要がある。
- また、分散投資の徹底という観点からは、特定の運用受託機関の特定商品に対する集中投資も問題となり得るが、これについては、行政において一律の基準を示すよりは、各基金の運用の基本方針において基金としての方針を明確化すべきである。
- さらに、行政において各基金の分散投資の状況を適切に把握するため、各基金の運用の基本方針について、厚生労働大臣への届出を義務付ける必要がある。また、毎事業年度、各基金から提出される「年金給付等積立金の管理及び運用に関する資産運用業務報告書」についても記載事項や様式を見直し、行政監査等において活用できるようにするとともに、厚生年金保険の被保険者全体に適切な方法で情報開示し、外部からのチェック機能を強化する必要がある。

#### **（忠実義務の徹底）**

- 忠実義務に関しては、現在、法令で理事の禁止行為が列挙されており、ガイドラインでは、基金の役職員は、刑法その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなされることから運用受託機関等から特別な利益の提供を受けてはならない旨が規定されているが、さらに、基金が、国家公務員倫理規程に準拠して役職員の職務に関する倫理規程を定めることとするなど、忠実義務を徹底すべきである。

## **②基金の資産管理運用体制の強化**

#### **（運用受託機関の選任・評価）**

- 現在のガイドラインには、運用受託機関の選任・評価について具体的なプロセスに沿った留意事項等が記載されており、基本的な事項はかなり網羅的に示されている。
- 一方でガイドラインが策定された平成9年当時と比較すると、債券、株式等の伝統的な資産以外への投資や伝統的な運用手法とは異なるデリバティブ（金融派生商品）などを用いた手法による投資を行う「オルタナティブ投資（代替投資）」がかなり普及してきているが、これらについては運用スキームに関する透明性等の課題も多い。

- 現行のガイドラインにも、運用受託機関の選任・評価に当たっては定量評価だけでなく定性評価を加えた総合評価を行う旨の記述があるが、ガイドラインをより充実させる観点から、先進的な事例も参考にしつつより具体的な例を追加する必要がある。

例えば、定性評価における投資方針や組織・人材、運用プロセスなどに関する着眼点を追加することや、オルタナティブ投資に係る運用商品を選定するに際し運用受託機関に対して説明を求めるべき事項として、時価評価の合理性の確認などの項目を追加することが考えられる。

#### **(基金のガバナンス・情報開示)**

- 基金の役職員は代議員会や加入員、事業主等に対し、資産管理運用業務に関する定期的な報告を行うこととなっているが、基金のガバナンスを強化するため、こうした業務の執行状況のチェックが適切に行われるようにする必要がある。具体的には、代議員会等に説明すべき事項についての例示をガイドラインに追加することなどが考えられる。
- また、監事による内部統制を強化する観点から、各基金が定める監事監査規程を見直して、監査におけるチェックリストに改正後のガイドラインの内容を反映させる必要がある。また、ガイドラインの遵守状況も含めた監査結果について代議員会への報告を義務付け、今後の基金の資産管理運用業務に適切に反映させる必要がある。
- なお、代議員の選出プロセスについて労働組合の関与を強化すべきであるとの意見があった。

#### **(資産管理運用業務に携わる役職員の資質向上)**

- 運用の基本方針に沿って適切に運用受託機関を選任・評価し、安全かつ効率的な運用を行っていくためには、理事長や理事をはじめとする基金の資産運用関係者の意識や資質の向上が不可欠である。
- これまでも企業年金連合会における資産運用関連の研修などが行われてきているが、現行のガイドラインでは自己研鑽の努力を促すにとどまっている。役職員の資質向上の観点から、資産運用に関する実務経験や資格の保有状況等も勘案しつつ、こうした研修を受講させることとするとともに、代議員会等にもその取組状況を報告するなど、より積極的な取組を促す必要がある。
- なお、基金の資産管理運用業務に携わる役職員に対しガイドライン遵守についての署名を義務付けることは、受託者責任に関する意識を喚起する観点から、有効ではないかとの意見があった。

### ③外部の専門家等による支援体制や行政による事後チェックの強化

#### (資産運用委員会)

- 現行のガイドラインでは、理事長や理事の資産管理運用業務を支援する観点から、資産運用委員会の設置が望ましいとされており、9割以上の基金において設置している。
- 資産運用委員会は、理事、代議員、事業主の財務・労務関連業務を担当する役員などで構成されており、合議制がその特徴である。多様化、複雑化する資産運用に対応していくためには、中立性・公正性の観点にも留意しつつ、資産管理運用業務に関する専門的知識・経験を有する者を構成員に加えていくことが望ましい。また、資産運用委員会の会議録を作成・保存するとともに、その概要について直近の理事会や代議員会へ報告し、さらに事業主や加入員等にも周知していく必要がある。

#### (運用コンサルタント)

- 現行のガイドラインでは、運用の基本方針や政策的資産構成割合の策定、運用受託機関の選任・評価などに際し、各基金は運用コンサルタントの助言を求めることが考えられるとされており、約3割の基金で運用コンサルタントを採用している。助言の中立性・公正性を確保する観点から、今後は運用コンサルタントについては金融商品取引法上の投資助言・代理業を行う者としての登録を受けていることを契約の要件とし、さらに契約に際し、基金は運用受託機関との関係で利益相反がないかどうかについて確認することとする必要がある。

#### (行政による事後チェックの強化)

- 行政による事後チェックを強化する観点から、厚生労働省が策定する監査要綱を見直して、改正後のガイドラインの内容を反映したチェックリストを追加する必要がある。また、各基金においては、監査結果を代議員会へ報告することとし、今後の基金の資産管理運用業務に適切に反映させる必要がある。

## Ⅲ. 財政運営の在り方

### 1. 現行制度の仕組みと課題

- 基金の財政運営は積立方式を基本としており、少なくとも5年に1回財政再計算を行い、今後の従業員を採用・退職・給与の状況や、資産の運用利回りの見通し(「予定利率」)等をもとに積立てに関する長期計画を立てることとなっている。また、毎年度の決算において財政検証を行い積立てが長期計画どおり進んでいるかどうかを確認し、積立不足がある場合には一定期間内に掛金を引き上げるなどによって不足金を解消することとされている。

- 運用環境が悪化した近年においては、長期計画の際に定めた予定利率と実際の運用実績が乖離することが積立不足の主な原因となっている。基金の給付には、公的年金の「代行部分」と各基金がこれに上乗せして支給する「上乗せ部分（基本プラスアルファ部分と加算部分）」がある。基本プラスアルファ部分は代行部分と給付設計が同一であり、加算部分は基金独自の設計になっている。予定利率とは、これらの部分ごとの給付債務を計算する場合などに用いるもので、かつては法令で全基金一律に年5.5%とされていたが、平成9年に見直しが行われ、各基金が資産の期待収益率に基づき定めることとされた。
- その後、平成11年の制度改正により、代行部分の債務である「最低責任準備金」は厚生年金保険本体の運用実績（平成11年10月から平成23年3月までで年平均1.8%）に基づき計算することとなったため、現在予定利率を用いて債務の計算を行っているのは代行部分以外の上乗せ部分である。この上乗せ部分の予定利率について現在でも年5.5%に設定している基金が、基本プラスアルファ部分に関しては全体の約9割、加算部分に関しては約6割となっており、積立不足が生じやすい財政運営を続けている状況にある。
- 基金の給付のうち、代行部分は公的年金（老齢厚生年金）の給付を代行して行っているものであるため引下げはできないが、上乗せ部分については一定の基準を満たせば引下げができることとなっている。
- 具体的には、法令上は規約変更を行う場合、①代議員会の3分の2以上の多数による議決、②厚生労働大臣による認可、という手続が定められているが、給付の引下げに係る規約変更を行う場合は、法令上の手続をとる事前の要件として、母体企業の経営悪化等の「理由要件」と「手続要件」が行政通達により定められている。手続要件においては、①加入員の給付の引下げを行う場合には加入員の3分の2以上の同意と労働組合の同意、②受給者の給付の引下げを行う場合には受給者の3分の2以上の同意と希望する者に対する一時金受給の選択肢の提供、などが定められている。
- 基金が解散する場合にも、法令上の手続（①代議員会の4分の3以上の多数による議決、②厚生労働大臣の認可）の事前の要件として、上記の給付の引下げの場合と同様、「理由要件」と「手続要件」が行政通達により定められている。手続要件においては、①全事業主の4分の3以上の同意、②加入員総数の4分の3以上の同意、のほか受給者への説明や労働組合の同意などが定められている。

- こうした事前の要件は受給権保護の観点から平成9年の制度改正の際に導入されたものである。現在では基金の約8割は中小企業が母体となって設立されている総合型基金であり、最近の経済金融環境などの変化により各基金の財政悪化が進む中で、給付の引下げに当たっての基準や解散基準を緩和すべきではないかとの指摘もなされている。

## 2. 今後の財政運営の在り方

- 現在の基金の給付の約8割は代行給付であり、基金の財政問題の多くは代行制度の在り方と関連するものである。本有識者会議の検討過程でも、基金の財政問題については、後述するいわゆる「代行割れ問題」など代行部分の財政運営に関する事項について議論が集中した。一方で上乗せ部分についても、財政健全化の観点から予定利率の見直しや積立不足に対する対応について検討した。
- 予定利率を引き下げるとは、財政健全化やポートフォリオ全体のリスクを軽減することができるという観点から望ましいことである。予定利率の引下げによって生じる積立不足は掛金引上げにより対応することを基本としつつ、掛金引上げについてできるだけ平準化し、予定利率を引き下げやすくする方策を検討する必要がある。なお、代行部分については、債務が予定利率に依存しない等の特徴を踏まえ、予定利率の設定に当たっては積立計画への影響等を検証することが重要であるとの意見もあった。
- 積立不足への対応としては、給付の引下げも一つの方策であるが、現在の基金の給付の引下げの基準については、
  - ① 総合型基金の母体となっている中小企業の経営実態等を踏まえれば、現在の基準のうち、母体企業の経営悪化等の「理由要件」や「手続要件」、受給者の給付の引下げの際に要件とされている「一時金受給の選択肢の提供」などについて緩和する方向で見直しを行うべきであるとの意見がある一方、
  - ② 上乗せ部分の給付は賃金の後払的性格を有しており安易な引下げを行うべきではないこと、また、総合型基金の場合、上乗せ部分の給付を引き下げても財政効果が低いことなどを踏まえれば、現行の基準は維持すべきである、との意見があった。
- また、公的年金である代行部分の毀損を防ぐという観点から、財政健全化の見込みが立たない場合には解散を促していくことも必要となる。このため、現在の解散基準を緩和することや、「指定基金制度」と組み合わせつつ、一定の要件を定めて解散命令を機動的に発動していくことなどが考えられる。

- 一方、解散に当たっては加入員や受給者の合意を前提とすべきであるとの意見や、確定給付企業年金などの他の企業年金制度への円滑な移行に配慮すべきであるとの意見もあった。
- 基金からの拠出金を原資とした共済事業として企業年金連合会が実施している支払保証事業については、これを強化すべきとの意見があった。また、代行割れ基金を対象とした支払保証制度を創設することはモラルハザードの可能性など問題が多く、母体企業の自己責任を徹底する観点から慎重であるべきとの意見もあった。

#### **IV. 厚生年金基金制度等の在り方**

##### **1. 現行制度の仕組みと課題**

###### **(代行制度の特徴と意義)**

- 代行制度は、公的年金である厚生年金保険の一部を基金という国以外の者が管理運用し給付を行うという我が国独自の仕組みである。英国の「適用除外」制度とは異なり代行部分は「公的年金としての性格」を持ち続ける。このため、免除保険料は厚生年金保険と同様労使折半であり、代行部分の給付は老齢厚生年金と同じ設計で引下げはできず、さらに基金が解散した場合の最終的な給付責任は厚生年金保険本体が負う仕組みとなっている。
- また、代行制度は、代行部分と上乗せ部分の資産を合わせてスケールメリットを生かした効率的な運用を行うことを可能とし、企業年金の普及に大きな役割を果たしてきた。代行制度の普及を支えた枠組みとしては、①免除保険料率の一律設定、②予定利率を上回る運用収益、③税制上の優遇措置などが挙げられる。
- 免除保険料率は昭和41年の制度創設当初は全基金一律に設定されていたため、従業員の年齢構成が若く、代行給付を免除保険料率以下で賄える基金は「代行メリット」を享受することができた。また、予定利率を上回る運用収益が続き、この利差益を給付改善等に充てるという意味での「代行メリット」もあった。さらに、代行制度が公的性格を持つことから特別法人税の一定水準までの非課税措置など、適格退職年金よりも優遇された税制上の措置が講じられた。

###### **(代行制度の変遷)**

- 時代の変化とともに、代行制度の普及を支えた枠組みにも変化が生じてきた。まず、基金数の増加に伴い、各基金の年齢構成も多様化し、免除保険料では代行給付が賄えない基金が現れた。こうした点を踏まえ、平成8年度からは、各基金が代行給付を行うために必要な費用に応じて免除保険料率を設定することとなった。



- また、いわゆる「平成バブル」崩壊後の経済金融環境の急速な悪化に伴い、運用実績が予定利率を下回る利差損が発生するようになった。平均寿命の伸びによる代行給付費の増加のうち、免除保険料率に反映されない過去の加入期間分の給付はこれまでは利差益により賄ってきたが、運用環境の悪化による利差損の発生等により積立不足が賄いきれなくなってきた。
- こうした状況を受けて代行部分の財政運営の在り方が課題となり、平成11年及び平成16年の公的年金制度改革において、代行制度についても一部見直しが行われた。具体的には、厚生年金保険本体と基金の財政中立化の観点から、代行部分の債務である最低責任準備金の計算方法についての見直しや、厚生年金保険本体との財政調整の仕組みとして「給付現価負担金制度」の導入などが行われた。
- これらの一連の改革により代行部分を持つことによる損得は基本的にはなくなったが、厚生年金保険本体と基金との財政的な一体性はむしろ強まり、基金による運用結果が厚生年金保険本体の運用結果を上回ることができるかどうか、厚生年金保険本体の財政に影響を及ぼす可能性のある主な要因として、より顕在化することとなった。

#### **(代行割れ問題の深刻化と総合型厚生年金基金の課題)**

- 平成15年から平成17年までにかけて、企業会計基準の見直しの影響もあり、大企業を中心に「代行返上」が進んだ結果、現在では基金の約8割は中小企業を母体とする総合型基金となっている。
- 総合型基金の母体企業の中には厳しい経営状況に置かれているところもあり、積立不足に伴う追加の事業主抛出が企業経営にも大きな影響を与えるようになってきている。また、保有資産が最低責任準備金に満たない、いわゆる「代行割れ」となっている基金も、平成22年度末現在で全体の約4割、代行割れ総額は約6,300億円となっており、過去10年の平均で見ても、最低責任準備金に対する年金給付等積立金のバッファが10%未満の基金(保有資産額が最低責任準備金の1.1倍未満の基金)が全体の約6割、その約半数(全体の約3割)の基金が代行割れとなっている。
- こうした代行割れ基金については、平成17年度から実施されている「指定基金制度」により、財政の健全化計画の策定等の指導を行っているが、昨今の厳しい経済金融環境の下では、存続自体が厳しい基金も出てきている。過去10年間の平均運用実績で見ても、厚生年金保険本体の平均運用利回りを上回った基金は595基金中4基金にとどまっているなど厳しい状況にある。

- 現行の厚生年金保険法では代行割れの状態での解散は想定されていないが、平成17年度から3年間の時限措置として、代行割れの状態であっても不足分を分割納付することができ、かつ、納付額の特例が適用される「特例解散」制度が導入された。この特例措置は、平成23年度から5年間の時限措置として再び導入されている。
- 総合型基金が上記の特例解散制度により解散し、分割納付中に一部の事業所が倒産した場合、不足分の債務は、現行法の下では国と基金との間の債権・債務関係となっていることから、倒産事業所分の債務は基金の債務として残り、結果として残った事業所が連帯して負担することとなる。
- 代行割れ基金の母体企業の多くは業況の悪化している業種に属しており、財政健全化の道筋が立たないために、すでに解散を決議している基金もある。しかしながら、解散時の積立不足分の負担や倒産事業所に係る連帯債務の問題等のため、解散に踏み切れないまま財政状況がさらに悪化している基金もあり、厚生年金保険本体の財政への潜在的影響という観点からも代行割れ問題は深刻さを増している。

## **2. 今後の厚生年金基金制度等の在り方**

### **(1) 代行制度の今後の在り方**

- 代行制度の今後の在り方を考えるに当たっては、代行部分の持つ公的年金としての性格を基本とする必要がある。本有識者会議における審議の中でも代行制度の在り方については様々な意見が出されたが、大別すると、「代行制度が公的年金である厚生年金保険の財政に与える影響」との観点からの意見と、「代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割」との観点からの意見に整理できる。
- 代行制度が公的年金である厚生年金保険の財政に与える影響との観点からは、以下のような意見があった。
  - ① 過去10年間における最低責任準備金に対する平均積立状況を見ると約3割の基金が代行割れ状況にあり、また、全体の約6割の基金が、最低責任準備金に対する年金給付等積立金のバッファーが10%未満である。今後の産業構造や経済金融環境の変化を経ても代行制度が中長期にわたり持続可能であるかどうか、厚生年金保険本体の財政に与えるリスクを考えて判断すべきである。
  - ② 代行部分が公的年金財政の一部となっている以上、将来的には基金制度の存在が公的年金の保険料引上げや年金積立金の減少につながるリスクは残る。公的年金である厚生年金保険の被保険者の中には企業年金を持たない中小企業の従業員も多いことを考慮すれば、こうしたリスクを持つ制度をこれ以上存続させるべきではなく、一定の期間をおいて廃止すべきである。

- 代行制度が中小企業の企業年金の維持・普及に果たしてきた役割との観点からは、以下のような意見があった。
  - ① 財政状況は基金により様々であり、個別の基金ごとの状況を分析する必要がある。また、資産運用の実績も、単年度ではなく長期的に見て評価すべきである。健全に運営されている基金や健全化に向けて努力を続けている基金も数多くあることから、現場の努力を尊重し制度を維持すべきである。
  - ② 総合型基金の上乗せ部分の給付水準は低く、代行部分がなくなれば、スケールメリットが働きにくくなり、確定給付企業年金や確定拠出年金に移行したとしても効率的な資産運用はできない。中小企業の企業年金を維持するとの観点から、代行制度は維持すべきである。
  
- なお、基金の中途脱退者等の年金給付を行っている企業年金連合会の財政について、現状では代行部分は積立不足となっていないものの、上乗せ部分は積立不足の状況にあることから、この点についてどのように対応するかが課題であるとの指摘があった。

## **(2) 代行部分の財政運営の在り方**

### **(最低責任準備金の在り方)**

- 代行部分の債務である最低責任準備金については、これまでも、前述の財政中立化の観点から、平成11年及び平成16年の改正によって計算方法の見直し等が行われてきたが、基金の実態に合わせたものとするとの観点から、代行給付費の計算に当たって用いられる係数(0.875)について早急に見直す必要がある。
  
- なお、最低責任準備金の計算に用いられる厚生年金保険本体の運用利回りについて、実績の確定の時期と計算への適用の時期の乖離の問題(「期ずれ」)を解消すべきであるとの意見や、最低責任準備金と過去期間代行給付現価との乖離を事後的に調整する給付現価負担金の交付基準を見直すべきであるとの意見もあった。

### **(代行割れ問題への対応)**

- 代行部分は公的年金の一部であり、代行給付に必要な資産を毀損することは、最終的に代行部分の給付責任を負う厚生年金保険本体の財政に影響を与えるものであることから、代行部分の財政運営の在り方を考えるに当たっては、厚生年金保険本体の財政に与えるリスクを縮小する方向で検討する必要がある。

- 深刻化する代行割れ問題への対応としては、これまでも特例解散制度により、厚生年金保険本体への納付額の特例や分割納付などの措置が講じられてきたが、産業構造の変化等に伴い、母体企業の負担能力が著しく低下している基金では、こうした現在の措置を用いても、解散できない状況にある。
- 代行部分の積立不足は母体企業が責任を持って負担することが前提であるが、一方で中小企業の連鎖倒産等による地域経済・雇用への影響、さらに基金を構成する企業が全て倒産した場合には結果的には厚生年金保険本体の財政へ影響を与えることなどを踏まえれば、問題を先延ばしせず早急に制度的な対応を行う必要がある。
- 具体的には、モラルハザードの防止に留意し、厚生年金保険の被保険者の納得が十分に得られる仕組みであることを前提に、基金の自主的な努力を支援するとの観点から、特例解散における現行の納付額の特例措置や連帯債務の仕組みを見直すことを検討すべきである。この場合、連帯債務の問題については、解散後も国と基金との間の債権・債務関係が続く現在の仕組みを見直して、解散時に各事業所の債務が確定できるようにすることを検討すべきである。
- また、解散の際に、母体企業の財務諸表にそれまで簿外債務となっていた年金給付債務が計上されることに伴い母体企業の資金調達に大きな支障が生じることのないよう、金融行政と連携しつつ対応を検討する必要がある。
- なお、分割納付に際して納付額に付される利率は厚生年金保険本体の実績運用利回りに連動しているが、母体企業の資金調達計画を組みやすくする観点から定率にするなどの緩和措置を講ずるべきであるとの意見もあった。

### **(3) 中小企業の企業年金の在り方**

- 平成13年に成立した「企業年金2法」により、企業年金の新たな選択肢として、代行部分を持たない「確定給付企業年金制度」と「確定拠出年金制度」が創設された。平成22年度末現在、確定給付企業年金制度の規約数は約1万件、確定拠出年金制度の実施事業主数は約1.5万となっている。
- 規約型の確定給付企業年金や確定拠出年金は開始に当たっての人数要件がなく、小規模の企業でも企業年金をつくることができる。実際にも、規約型の確定給付企業年金の約7割は加入員数規模が300人未満、確定拠出年金の実施企業の約8割は加入員数規模が300人未満となっており、中小企業の企業年金の受皿としては普及しつつあるが、中小企業全体から見ると未だ低い普及水準にとどまっている。

- このため、今後、さらに中小企業に企業年金を普及させていくとの観点から、給付設計の弾力化や制度運営コストの低減を図るための規制緩和や税制改正など様々な方策の検討を進める必要がある。また、加入員数規模が小さく、運用資産が小規模な企業年金にとっては、運用報酬をはじめとするコストの問題も大きい。こうした課題に対応するため、例えば運用のスケールメリットを生かすために共同運用の受皿をつくり、希望する場合には運用委託できるような仕組みを用意することも考えられる。なお、共同運用については、各企業年金の受託者責任との関係等の課題も多く、慎重に検討すべきとの意見もあった。
- さらに、老後生活に備えた自助努力を支援するとの観点から、例えば税制優遇措置のある退職個人勘定の創設などについて、諸外国の例も参考にしつつ、検討していく必要がある。

## **V. おわりに**

- 以上が、本有識者会議における審議の報告であるが、限られた時間の中での審議であったため、一定の方向性を示した論点もあれば、様々な意見を整理することとした論点もあった。
- 特に代行制度の今後の在り方については様々な意見が出されたが、代行部分は公的年金であることから厚生年金保険財政と密接な関係を持つ。厚生労働省においてはこうした点にも留意しつつ、本報告で示した視点に沿って具体的な改革案を策定し、パブリックコメントを行うなど幅広く意見を聴取しながらさらに議論を深めていくことを期待したい。

**厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議  
(メンバー)**

| 氏名        | 所属・現職                      |
|-----------|----------------------------|
| 臼杵 政治     | 名古屋市立大学経済学研究科教授            |
| 翁 百合      | 日本総合研究所理事                  |
| 小野 正昭     | みずほ年金研究所研究理事               |
| 鹿毛 雄二     | 前・企業年金連合会常務理事              |
| 蟹江 宣雄     | トヨタ自動車企業年金基金常務理事・運用執行理事    |
| 近藤 憲二     | 住友化学株式会社経理室（財務）部長          |
| 玉木 伸介     | 大妻女子大学短期大学部教授              |
| 永山 善二     | 東京乗用旅客自動車厚生年金基金常務理事・運用執行理事 |
| 花井 圭子     | 日本労働組合総連合会総合政策局長           |
| 濱口 大輔     | 企業年金連合会常務理事・運用執行理事         |
| 森戸 英幸     | 慶応義塾大学大学院法務研究科教授           |
| (座長) 山口 修 | 横浜国立大学経営学部教授・附属図書館長        |
| 山本 御稔     | 監査法人トーマツパートナー              |

(敬称略・五十音順)

**厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議  
(開催状況)**

| 日 程                       | 議 題   |
|---------------------------|---|
| 第 1 回<br>平成 24 年 4 月 13 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生年金基金等の現状について</li> <li>○ 今後の進め方について</li> </ul>  |
| 第 2 回<br>平成 24 年 4 月 24 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 受託者責任の在り方について</li> <li>○ 運用体制・運用プロセスの在り方について</li> <li>○ ガバナンス・情報開示の在り方について</li> <li>○ 事後チェックの在り方について</li> <li>○ その他</li> </ul>     |
| 第 3 回<br>平成 24 年 5 月 16 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「資産運用規制の在り方」について</li> </ul>  |
| 第 4 回<br>平成 24 年 5 月 29 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「財政運営の在り方」について</li> <li>○ 「厚生年金基金制度等の在り方」について</li> </ul>   |
| 第 5 回<br>平成 24 年 6 月 7 日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 関係団体からのヒアリング <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全国総合厚生年金基金協議会</li> <li>・ 企業年金連絡協議会</li> <li>・ 企業年金連合会</li> </ul> </li> </ul> |
| 第 6 回<br>平成 24 年 6 月 12 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生年金基金（2 基金）からのヒアリング</li> </ul>  |
| 第 7 回<br>平成 24 年 6 月 19 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これまでの議論の整理等</li> </ul>   |
| 第 8 回<br>平成 24 年 6 月 29 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 報告（案）について</li> </ul>   |